

1. 基本情報（令和5年5月1日現在）

人口	1,097,804人	保護率	1.713%
----	------------	-----	--------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	46.7				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	37.1				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	10.7				
就労・増収率（%）	11.2%				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	○	○	○	×	○

3. 会議の概要等（令和4年度）

構成員	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市各部署（税金、債務、福祉、子ども、雇用、住宅、教育、水道、ガス、病院関係等） その他生活困窮者の自立支援に関係する機関の職員等
会議の内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対する自立の支援に対し、関係局区の情報共有及び連絡調整を図り、生活困窮者の早期把握に努めるとともに包括的な支援を行うため設置する。
開催方法等	定例会議は年1回、ケース支援検討会議は随時開催
その他特記事項	

4. 会議設置までのプロセス

設置前

本人の同意がない場合であっても関係機関等の間での情報共有が必要と考えられることがあり、本市の生活困窮者自立支援事業の現場でも、支援会議の必要性が認識されていた。

関係部署あて意見照会【1ヶ月前】

- 平成30年6月の生活困窮者自立支援法の一部改正により、「支援会議」の組織化が新設され、その役割として、生活困窮者の支援にあたり関係機関等による情報交換や支援体制の検討を行うこと、会議の構成員に対する守秘義務が課される等の事項が盛り込まれたことについて説明。

設置に向けて

意見の集約・調整【1ヶ月前】

- 関係機関等による必要な情報の交換及び支援内容の協議が重要であることを踏まえて、既存の生活困窮者自立支援連絡会議を、法第9条第1項に規定する支援会議と位置付け、これまで開催してきた年1回の定例会議に加えて、個別ケースについて直接支援に関わる可能性のある職員等による「ケース支援検討会議」を設置することとした。
- ケースによって関係する機関はそれぞれのため、そのケースに必要な職員をその都度選ぶことができる規定にする等の意見を踏まえて調整した。

設置要綱の策定

- 国の示すガイドライン等を基に困窮制度担当部局で作成。

令和2年4月 事業開始

会議開催

- 令和4年度開催実績：18回
（定例会議1回、ケース支援検討会議17回）